

議案第41号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月3日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「450円」の次に「（多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。145の項において同じ。）による交付にあつては、350円）」を加え、同表7の2の項を次のように改める。

7の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないと区長が認める場合を除く。）	1件 800円	再交付申請 又は再交付 のとき
---	---------	-----------------------

別表7の2の項の次に次のように加える。

7の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付（再交付がやむを得ないと区長が認める場合を除く。）	1件 500円	再交付申請 のとき
--	---------	--------------

別表145の項中「300円」の次に「（多機能端末機による証明又は交付にあつては、200円）」を加える。

## 付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、別表7の2の項の改正規定は平成28年1月1日から、同表2の項及び145の項の改正規定は規則で定める日から施行する。

(説明) 多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が施行されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を追加し、併せて住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件 450円（ <u>多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するもの</u> をいう。145の項において同じ。）による交付にあつては、 <u>350円</u> ）	（現行に同じ。）	2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件 450円	（省略）

(現行に同じ。)

7の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(再交付がやむを得ないと区長が認める場合を除く。)	1件 800円	再交付申請又は再交付のとき
7の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付(再交付がやむを得ないと区長が認める場合を除く。)	1件 500円	再交付申請のとき

(現行に同じ。)

145 次に掲げる証明及び謄本又は抄本の交付 (1)~(13) (現行に同じ。)	1件 300円(多機能端末機による証明又は交付にあつては、200円)	(現行に同じ。)
---	------------------------------------	----------

(省略)

7の2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第3項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1件 500円	交付のとき
--	---------	-------

(省略)

145 次に掲げる証明及び謄本又は抄本の交付 (1)~(13) (省略)	1件 300円	(省略)
---	---------	------

(現行に同じ。)

( 省 略 )

(備考現行に同じ。)

(備考省略)